

松本盲学校

通級指導教室(弱視)のご案内

中南信地域の目の見えにくい児童・生徒のために設置された通級指導教室です。



通級指導教室に関するお問い合わせ・相談は、

長野県松本盲学校 教育相談担当（古瀬）まで

〒390-0802 松本市旭2丁目11-66

TEL 0263-32-1815

FAX 0263-36-9505

E-mail matsum40@m.nagano-c.ed.jp

◆弱視通級指導教室とは

普段は、地域の小中学校の通常の学級で学習しながら、松本盲学校弱視通級指導教室に通って、視覚障がいの状態に応じた必要な学習をします。(注1)

松本盲学校通級指導教室では、お子さんが地域でより良い学校生活を送ることができるように、在籍校の担任の先生や保護者の皆様と連携しながら学習支援を進めていきます。

注1：通級による指導（弱視）は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき行われています。

◆対象となるお子さん

- ① 小中学校の通常の学級に在籍している。
- ② 弱視である。(注2)
- ③ 視覚障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされている児童・生徒

※①②③の項目を全て満たす方が本校の通級指導教室の対象となります。

注2：拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの（文部科学省）

◆指導内容

見えにくさからくる困難を改善・克服していこうとする力をつけるための「自立活動」という特別な学習を行います。見えにくさのためにつまずきがちな各教科の内容も取り扱いながら学習を進めます。

※基本的に放課後のお時間（15:30～16:30）に、松本盲学校支援相談室で学習します。回数は月1回を基本として、ご相談しながら設定します。

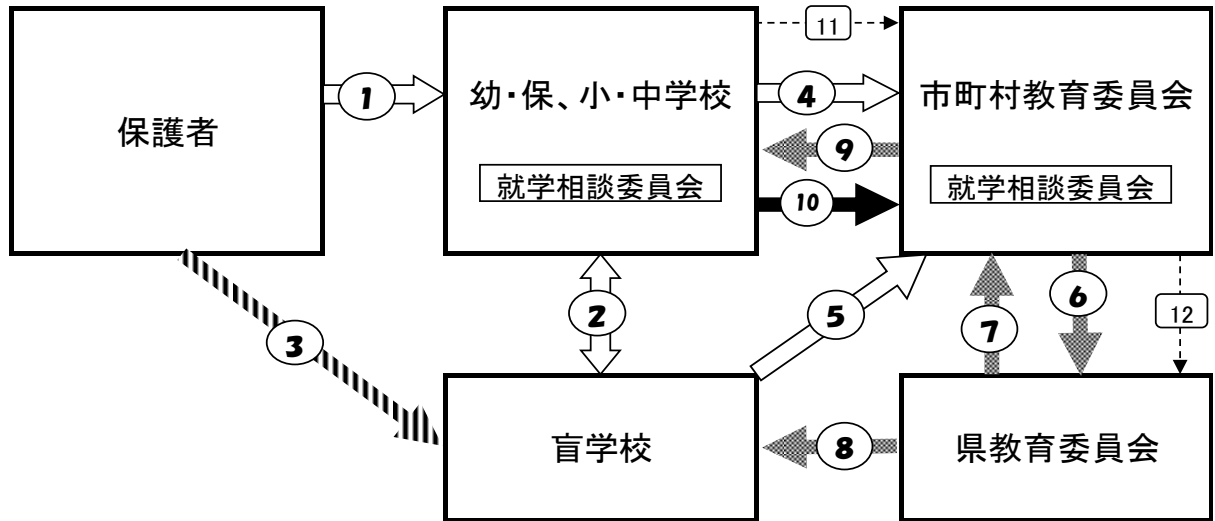
◆具体的には

- ① 視覚補助具を活用するための学習
 - ・単眼鏡を使用して離れたところにあるものを素早く正確に見る訓練や、ルーペを使用して手元のものをはっきり見る訓練をします。
- ② 視覚認知力を高める学習や目と手の協応動作を向上させる学習
 - ・小中学校の学習で使用する道具（はさみ、彫刻刀、計測器具、実験器具、裁縫道具、その他必要に応じて）の練習をします。
- ③ 見えにくさのために在籍校でつまずきがちな内容についての学習（教科指導の補充）
 - ・国語：漢字のとめ、はね、はらい等の細かい部分の確かめや、文章を速く正しく読む練習などをします。
 - ・算数：定規、コンパス、分度器等を利用した作図や、グラフの読み取りや作成の学習などをします。
 - ・社会：地図や資料を読み取る学習をします。
- ④ ICT 機器を活用するための学習
 - ・パソコン画面の見やすい設定と操作方法を学びます。
 - ・iPadなどのタブレット端末とアプリの効果的な活用を学びます。
 - ・PDF版拡大教科書（デジタル教科書）の活用の仕方を学びます。
- ⑤ 安全な歩行・移動や、スポーツ参加の学習
 - ・視力、視野等の状態に応じた安全な歩行・移動の学習をします。必要に応じて白杖の活用も体験します。
 - ・視覚障がいスポーツ体験をします。（サウンドテーブルテニスなど）
- ⑥ 自己理解を支援する学習
 - ・自分の見え方を知り、周りに適切に説明したり、必要な支援（合理的配慮）を求めたりできるような力を育てていきます。
 - ・同じ立場の友達と交流する場を設けます。（年に1～2回程度）

在籍校で、安心して、十分に力を発揮して学習したり学校生活を送ったりすることができるように、授業やテスト等における合理的配慮について、在籍校の先生方と連携しながら検討していきます。

盲学校「通級による指導」にかかる書類等の流れ

長野県「通級による指導ハンドブック」より



No.	内容	様式等
1	通級にかかる教育相談申込	
2	以後、必要に応じ連絡調整	
3	通級にかかる教育相談	
4	通級にかかる相談	市町村教育委員会
5	市町村教委からの求めに応じて、教育相談結果報告	盲学校
6	「通級による指導」について(依頼) ※ 判断の根拠となる資料の添付	県教育委員会(ひな型・様式No.6)
7	「通級による指導」の決定について(通知)	県教育委員会(ひな型・様式No.7)
8	「通級による指導」の決定について(通知)	県教育委員会(ひな型・様式No.8)
9	「通級による指導」の決定について(通知)	市町村教育委員会(ひな型・様式No.9)
10	「通級による指導」による特別の教育課程届出書	市町村教育委員会(ひな型・様式No.10)
11	「通級による指導」の終了について(通知)	市町村教育委員会(ひな型・様式No.11)
12	「通級による指導」の終了について(通知)	県教育委員会(ひな型・様式No.12)